

北里大学大学院薬学研究科課程博士の学位に関する取扱内規

1975年4月1日 制定
1976年10月22日 改正
1991年4月1日 改正
1992年4月1日 改正
1993年4月1日 改正
1999年4月1日 改正
2000年12月7日 改正
2009年10月1日 改正
2016年2月18日 改正
2017年10月19日 改正
2023年9月14日 改正
2024年9月19日 改正
2025年3月3日 改正

(趣旨)

第1条 北里大学大学院薬学研究科博士課程における学位に関する取扱いは、関係規程に定めるもののほか、この取扱内規による。

2 前項の規定にかかわらず、北里大学大学院薬学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、必要に応じ、特例を定めることができるものとする。

(学位の授与の申請)

第2条 北里大学学位規程（以下「学位規程」という。）第6条第1項の規定による学位の授与の申請は、次のとおりとする。

- (1) 学位規程第3条第1項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の要旨（4,000字以内2通）及び同意書（共同研究の場合・原著論文の共著者全員分2通）を11月中旬までに当該研究指導教員を経て薬学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。
 - (2) 前号の規定により博士論文要旨を提出した者は、12月上旬までに博士論文予備審査会（以下「予備審査会」という。）において要旨を発表しなければならない。なお、発表する内容に関して、特許出願等を予定している、又は特許出願等の可否を検討している内容が含まれる場合の取扱いについては、別に定める。
 - (3) 前号の規定における発表の後、研究科委員会において博士論文提出に相当すると認められた者は、1月中旬までに第3条に規定する博士論文及び必要な書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限後に提出された博士論文の年度内審査は行わない。

(提出書類)

第3条 前条第1項第3号に規定する提出書類は、次のとおりとする。

- (1) 学位申請書 2通
- (2) 博士論文 正1通及び副4通
- (3) 博士論文要旨(4,000字以内) 5通
- (4) 原著論文目録 2通
- (5) 原著論文目録記載の原著論文別冊 5通
- (6) 履歴書 2通
- (7) 削除
- (8) 住民票記載事項証明書又はそれに代わるもの 1通
- (9) 単位取得(成績)証明書 1通
- (10) 一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供する「研究者行動規範教育 e-learning プログラム」修了証 1通
- (11) 北里大学リポジトリ 登録申請・公表許諾書 1通
- (12) 学位論文全文のインターネット公表保留申請書 1通(必要な場合のみ)

2 研究科長は、前項の規定のほか、学位規程第7条第2項に規定する資料の提出を求めることができる。

(審査委員会)

第4条 博士論文を審査するため、研究科委員会に審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は、主査1人、副査3人をもって構成する。
- 3 審査委員会委員は、研究科委員会において選出する。
- 4 研究指導教員は、原則として審査委員会委員になることができない。ただし、当該分野が特殊である等の事情により、博士論文の審査に支障があると研究科委員会が認めるときは、この限りでない。
- 5 研究科委員会は、学位規程第9条第3項の規定により、審査について必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等を委員に充てることのできるものとする。
- 6 研究科委員会は、委員の氏名を公表するものとする。

(博士論文の審査期限)

第5条 審査委員会は、第3条に規定した書類が全て提出されていることを確認後、提出された博士論文の審査を2月中旬までに終了する。

(最終試験)

第6条 審査委員会は、博士論文を中心に口頭試問を行い、最終試験とする。

(博士論文及び最終試験の審査報告)

第7条 審査委員会は、学位規程第9条第2項の規定により、審査結果の報告書を作成し、委員全員の承認を得て、研究科委員会に提出するものとする。

(判定)

第8条 研究科委員会は、学位規程第11条の規定により、博士論文及び最終試験の合否

の判定を行うものとする。

(博士論文要旨の公表)

第9条 研究科長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3ヵ月以内に、博士論文の内容の要旨及び博士論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

(博士論文の公表)

第10条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 博士の学位を授与された者が行う博士論文等のインターネットの利用による公表は、原則として「北里大学リポジトリ」の利用により行うものとする。

(全文公表に係る委任状の提出)

第11条 前条にかかわらず、博士の学位を授与された者は、所定の様式により、北里大学図書館長あてに北里大学リポジトリ 登録申請・公表許諾書を提出するものとする。

(やむを得ない事由がある場合の取扱い)

第12条 第10条の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められた場合は、博士の学位を授与された者は、博士論文の全文の公表延期又は非公表の措置が受けられるものとし、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。なお、この場合においても、研究科長は、その博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

2 前項の取扱いを希望する者は、所定の様式に、その事由等を具して、研究科長に申請しなければならない。

3 研究科長は、前項の申請があった場合、その事由を確認した上で、研究科委員会の議を経て、学長の承認を受けるものとする。

4 前項の規定により、博士論文の全文の公表延期の承認を受けた者が、引き続き同様の取扱いを希望する場合は、毎年度、前2項の手続をとるものとする。

5 前項の手続がない場合、研究科長は、公表延期の措置を解除し、博士論文の全文をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文提出有資格者の退学)

第13条 学位規程第4条第1項第4号乃至第6号の規定による博士論文提出の資格を有して退学した者については、北里大学大学院薬学研究科論文博士の学位に関する取扱内規に準じて取り扱うものとする。

(論文審査基準)

第14条 課程博士の学位(博士)論文審査基準は、別に定める。

(取扱内規の改廃)

第15条 この取扱内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

附 則

この取扱内規は、1975年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、1976年10月22日から施行する。

附 則

この取扱内規は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、1992年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この取扱内規は、2000年12月7日から施行する。

附 則

この取扱内規は、2009年10月1日から施行する。

附 則

1 この取扱内規は、2016年2月18日から施行する。

2 この取扱内規は、2015年度修了者から適用する。

3 第3条第1項第10号に規定する「CITI Japan プロジェクト」が提供する「CITI Japan e-learning プログラム」受講証明書の提出については、2016年度以降の学位申請者に適用する。

附 則

1 この取扱内規は、2017年10月19日から施行する。

2 この取扱内規は、2017年度修了者から適用する。

附 則（北学総第2023-07562号）

この取扱内規は、2023年10月1日から施行する。

附 則（北学総第2024-09320号）

この取扱内規は、2024年10月1日から施行する。

附 則（北学総第2024-17763号）

この取扱内規は、2025年4月1日から施行する。